

平成 2 3 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成 2 2 年 1 1 月

関東地方知事会

平成22年10月20日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

平成22年11月

関東地方知事会

会 長	神奈川県知事	松 沢 成 文
	東京都知事	石 原 慎太郎
	茨城県知事	橋 本 昌
	栃木県知事	福 田 富 一
	群馬県知事	大 澤 正 明
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	山梨県知事	横 内 正 明
	静岡県知事	川 勝 平 太
	長野県知事	阿 部 守 一

目 次

1	地方分権改革の推進について	1
2	国際基準を踏まえた公会計制度改革の推進について (会計基準の整備)	7
3	日本の成長を支える国際連携の推進について	8
4	公立高等学校授業料不徴収交付金算定方法の 見直しについて	10
5	野生鳥獣害対策の取組強化について	11
6	難病対策の充実及び超過負担の解消等について	12
7	東京湾アクアラインの通行料金引下げについて	13
8	平成23年度以降の子ども手当の制度について	15
9	ひとり親家庭の総合的な支援について	16
10	地震・火山噴火対策の推進について	17
11	地域公共交通の活性化及び再生への支援について	20
12	ハッ場ダムの建設促進について	22

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、広範な分野にわたって取組方針を示したが、その内容は具体性や実効性が十分とは言えない。今後、地方と十分に協議しながら、具体的な工程表等の策定や制度設計を行い、大綱に掲げた取組の実行と更なる改革の実現に向け、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、未だに成立していない「地域主権改革関連3法案」について速やかな成立を目指すべきである。

さらに、厳しい経済・雇用情勢が続く中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況に陥っており、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 事務・権限の移譲

中央政府の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、地方分権改革推進委員会の勧告の内容等を受け止めた上で、地域主権戦略大綱で示された内容にとどまらず、更なる事務・権限の移譲を早急に行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

国による義務付け・枠付け、関与については、地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進することができるようにするため、早期に、廃止を基本とした更

なる見直しを徹底するとともに、条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大を進めること。

また、これまでの見直しでは、例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などについて「従うべき基準」が相当数設定されているが、廃止又は「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう速やかに見直し、今後の見直しに当たっても、「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

あわせて、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

3 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関については、「補完性の原則」に基づき、事務・権限の必要性を精査した上で、国が担うべき事務・権限以外は地方に移譲し、原則廃止すること。

また、各府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）の結果は、改革に消極的な霞が関の姿勢を顕著に示したものになっている。今後の「アクション・プラン（仮称）」については、地方の意見を十分踏まえて策定し、特にハローワークや直轄国道・直轄河川については、直ちに移管すること。

さらに、事務・権限の移譲に当たっては、必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管については、地方と十分に協議を行うこと。

4 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

「地域主権戦略大綱」では、国から地方への税源移譲の実現に向けた具体的な方策が明確に示されていない。

まず、地方を含めて早急に検討を行い、具体的な方策を明確にすること。

その際、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、地域偏在性が小さい安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は直ちに撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

5 地方消費税の引上げ

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防等の住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の税率引上げについて、消費税と併せて国民的議論を喚起し、抜本的な検討に直ちに着手すること。

6 自動車関連諸税の見直しへの対応

自動車関連諸税は、地方自治体の都市基盤整備などの貴重な財源となっていることから、現在の税率水準を引き続き維持し、地方の財源を確実に担保すること。

見直しを行う場合には、地方財政に影響が及ばないように、地方の減収分について、地方税の拡充により確実に財源措置すること。

また、原油価格の異常な高騰が続いた場合の課税停止による地方の減収分については、国の責任において全ての地方自治体に対

し、確実に補てん措置を行うこと。

さらに、地球温暖化対策のための税及び地方環境税の創設に当たっては、地方が地球温暖化対策における諸施策を担うことを踏まえ、地方税を主体とした制度設計を行うこと。

7 地方法人課税の堅持

政府は「新成長戦略」に、法人実効税率の引下げを盛り込んだが、地方の重要な財源である地方法人課税の縮減は行わないこと。

国の法人税率を引き下げる場合でも、法人住民税や地方交付税の総額が減少することから、地方税の減収については他の地方税の充実を、地方交付税の減収については法定率の引上げ等を確実にを行い、地方税財源を確保すること。

8 地方交付税の復元・充実

地方交付税については、地方固有の共有財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導を排除すること。

また、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、今後の地方財政対策において、地方が安定的に行政サービスを提供できるよう地方交付税総額を充実すること。

地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

9 ひも付き補助金の一括交付金化

本来、国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税として税源移譲することが目的である。

こうした趣旨を踏まえ、「ひも付き補助金の一括交付金化」は、本来望ましい「税源移譲」実現までの経過措置であることを明確にした上で、できるだけ幅広い補助金を対象とするとともに、府

省の枠を超えて大きなブロックに括り、地方の知恵と創意が活かせるものとする。

交付に当たっては、地方が実施すべき事業を推進するための所要額全額を確保し、一括交付金化を国の財源捻出の手段としないこと。

制度設計に当たっては、地方の予算編成に支障を来さぬよう、早急にその詳細を明らかにした上で、国と地方の協議の場や地域主権戦略会議等において十分に議論し、地方の意見を的確に反映すること。

また、一括交付金による財政力格差の是正は行わないこと。

10 直轄事業負担金制度の改革

地域主権戦略大綱においては、平成25年度までに直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得ることとされているが、地方との協議など制度廃止に向けた具体的な取組は一向に進んでいない。

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、制度廃止に向けた具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成し、早期に廃止すること。

また、直轄事業負担金の廃止に向けては、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方との協議を十分に行い、地方からの意見をしっかりと反映すること。

11 「地方自治基本法（仮称）」の検討

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広

範に保障するため、地方自治法を抜本改正し、「地方自治基本法（仮称）」の制定に向け検討すること。

12 「国と地方の協議の場」の実効性確保

「国と地方の協議の場」の法制化については、早期に実現すること。

また、協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、検討期間を十分に確保するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

2 国際基準を踏まえた公会計制度改革の推進について（会計基準の整備）

行政と民間との協働や地方分権改革を推進する上で、地方自治体は、住民に対する説明責任を一層果たすとともに、行政運営に当たり「経営」の視点を確立することが不可欠になっている。

また、自治体財政の透明性・健全性の向上が一層求められるようになってきている近年、全国の自治体において、複式簿記・発生主義会計を導入するという会計制度改革を実現することが急がれている。

全国の自治体は、総務省の要請に基づき、平成20年度決算から財務諸表の作成に取り組んでいる。総務省は二つの公会計モデルを提示しているが、地方行政における公会計制度改革を更に進め、自治体間や類似事業間の財務諸表を比較し、経営状況をより高度に分析するためには、国際公会計基準を踏まえた全国標準的な会計基準を整備することが必要不可欠である。

以上を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 全国標準的な会計基準の整備に向けた検討を早期に行うこと。
- 2 検討に当たっては、地方自治体を参画させ、国際公会計基準の考え方を踏まえて、地方自治体にとってわかりやすく使いやすいものとなるよう配慮すること。
- 3 区市町村が公会計制度改革を推進する際には、万全の配慮をすること。

3 日本の成長を支える国際連携の推進について

世界では今、経済のグローバル化や新興諸国における急速な成長などを背景に、地球規模での人・物・情報等の流れが活発になっている。このような中、わが国が今後も経済成長を維持し、繁栄していくためには、観光、産業、研究開発など様々な面において、国際間の連携・交流の一層の深化を図り、世界の潮流に取り残されないよう努めなければならない。

中でも、国際観光の推進は、経済の活性化だけでなく、国際相互理解の推進や、わが国のソフトパワーの強化など、重要な意義を有しており、国においては、訪日外国人旅行者数を2020年初めまでに2,500万人にするとの目標に向け、観光プロモーションを推進しているところである。この目標を達成するためには、入国手続の見直しをはじめ、地域における受入環境の整備、医療観光等の新たな観光需要や増大する国際航空需要への対応など、受入体制の一層の充実を図ることが必要である。

また、グローバルな人材獲得競争が激しくなる中、海外の優秀な人材を受け入れることは、日本の国際競争力を強化し、科学技術創造立国を実現する観点から重要であり、処遇改善など企業・研究機関による雇用環境の整備とあわせ、国際化に対応した生活環境の整備を進める必要がある。

このため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 訪日観光査証の発行条件の緩和や、入国手続の円滑化・迅速化など、外国人観光客の受入体制の整備を図ること。

あわせて、海外発行カード対応施設の拡充や公共交通機関における外国語表示の充実など外国人観光客の受入環境の整備を促進すること。

- 2 外国人向け医療観光の推進に当たっては、医療関係者の理解と協力のもと、地域の医療提供体制に支障がないよう十分配慮しつ

つ、医療通訳の育成や、帰国後の治療を行う海外の医療機関との連携体制の確立など外国人患者の受入環境の整備に努めること。

- 3 増大する首都圏の国際航空需要へ対応するため、ローコストキャリア（LCC）の活用も含め、国際路線の新設・拡充や、国際チャーター便、ビジネスジェットの促進など国際航空ネットワークの拡充を図ること。また、そのための空港機能の強化を図ること。

なお、首都圏空港の更なる容量拡大に当たっては、成田・羽田両空港の機能強化に加え、共用空港である茨城空港の弾力的運用に努めるとともに、横田基地の軍民共用化の早期実現を図ること。

さらに、松本空港、静岡空港についても、首都圏空港を補完する空港として活用を図ること。

- 4 海外からの優秀な人材の獲得・定着を図るため、外国人研究者の宿舎・住環境の整備や、子女教育・配偶者就業対策など国際化に対応した生活環境の整備を進めること。

4 公立高等学校授業料不徴収交付金算定方法の見直しについて

政府が今年度から始めた公立高等学校の授業料無償化については、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（平成22年4月施行）に基づき、これまで地方公共団体が生徒から徴収していた授業料収入に相当する額が「公立高等学校授業料不徴収交付金」（以下「不徴収交付金」という。）として交付されることになった。

不徴収交付金は、地方公共団体が従来から行ってきた授業料の減免措置などを踏まえ、在籍生徒数に応じた授業料相当額に全国一律の調整率を乗じて算定されることとなった。

不徴収交付金の算定に当たり、平成25年度までは国の交付金額に円滑な移行ができるよう、経過措置が設けられてはいるものの、各団体で実施してきた授業料減免相当額の実態を十分考慮されたものではなく、平成22年度においても授業料を徴収した場合の収入見込額を大きく下回る団体も多くなっている。

このような、マニフェスト等に掲げる政策において、全国一律の制度として実施するのであれば、本来、地方に新たな財政負担が生じることのないよう財源措置すべきであるので、国は全国一律の調整率を設けることなく、各地方公共団体の減免実績を踏まえて算定した額を全額不徴収交付金として交付するよう早急に当該交付金の算定方法を見直すこと。

5 野生鳥獣害対策の取組強化について

イノシシ、ニホンジカやツキノワグマ等、野生鳥獣による農林水産物への被害は、経済的損失のみならず、農業や林業に携わる人の経営意欲を著しく減退させ、耕作放棄地の増加や森林の荒廃につながる上、集落共同体の維持や農林業の持つ公益的機能にも大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題となっている。

鳥獣被害対策については都県それぞれが取り組んでいるが、県境にまたがり生息する野生鳥獣の被害対策や、捕獲の担い手確保、財政的負担等が大きな課題となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 複数の都県をまたがる鳥獣被害対策について、関係都県の連携が円滑に進むよう、国が連携体制の構築などに先導的に取り組むこと。
- 2 捕獲の担い手確保のための人材育成や効率的な捕獲技術の開発について、国が総合的に対策を講じるとともに、財政支援を行うこと。
- 3 市町村の被害防止計画が円滑に実施されるよう、「鳥獣被害緊急総合対策」等の鳥獣被害対策に関する事業については、概算要求総額を確保するなど、十分な財政措置を継続的に講じること。
- 4 絶滅の恐れのあるツキノワグマの生態、剥皮被害状況及び被害発生メカニズムなどについては、国において調査、研究を行い、適切な防除対策及び捕獲方法を確立すること。

6 難病対策の充実及び超過負担の解消等について

公費負担の対象となる特定疾患として、国の特定疾患治療研究事業実施要綱により、現在56疾患が指定されている。

難病患者に対する医療費の公費負担は、実施要綱に基づき、都県が支出した費用に対して、原則としてその2分の1を国が補助することとされている。

しかしながら、国の予算が医療費の伸びに対して十分に確保されていないため、本来、国が負担すべき額が交付されていない。このため、都県においてその不足分を負担せざるを得ない状況が続いており、地方財政を圧迫している。

一方、難病患者からは特定疾患の追加指定や医療費の自己負担の軽減を求める要望が数多く寄せられている。また、昨年度の制度改正により事務手続きが一層複雑になり、申請者の負担や都県の膨大な事務が発生している。このため、対象疾患の更なる拡大や事務手続きの簡素化などの現行制度の改善が必要である。

平成22年4月、厚生労働省内に設置された「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」では、医療費助成のための安定的な財源の確保や対象疾患の拡大などの課題に対して、特定疾患治療研究事業の見直しが必要としている。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 難病対策の一層の充実を図ること。
- 2 医療費助成における地方の超過負担を解消するため、国は十分な予算を確保すること。

7 東京湾アクアラインの通行料金引下げについて

我が国の中枢である首都圏において、高速道路は国際競争力の強化や地域の活性化に資する最も重要な社会基盤である。このため、移動の効率性が極めて高く、環境にもやさしい首都圏を実現するために、環状道路の利用促進、会社間の乗継割引など、首都圏の高速道路について一体的に捉えた利用しやすい料金体系を構築することが不可欠である。

このような中で、首都圏中央連絡自動車道等と一体となって首都圏の骨格を形成し、東京湾岸部の高速道路を環状につなげる東京湾アクアラインについては、首都圏における交流・連携の強化、地域経済の活性化や都心部の迂回機能の強化などを目的に、国の協力を得て、昨年8月1日から平成23年3月まで、ETC車を対象に、普通車800円などとする料金引下げ社会実験を実施している。

この社会実験により、実験開始から8月までの東京湾アクアラインの交通量は実験前に比べて1.5倍に増加し、特に、2月以降の平日の大型車は2倍以上に増加するなど、首都圏の「人」「もの」の動きが活発化され、経済活性化などの効果が出ているところである。

については、これらを踏まえ、次のとおり要望する。

首都圏の高速道路ネットワークについては、より外側の環状道路へ交通誘導を行うとともに、環状道路の利用促進や複数の料金体系の存在による割高感の解消、長距離利用車や大型車の利用促進等にも対応した一体的で利用しやすい料金体系を実現することが必要である。

特に東京湾アクアラインについては、社会実験の効果を一過性のものとしないうちに、社会実験後の平成23年度以降も引続き東京湾アクアラインの通行料金の引下げを継続する必要がある。そのため、現在行われている全日普通車800円などの社会実験の検証結

果を十分踏まえ、平成23年度から、地方負担を伴わないよう、国策による恒久的な通行料金の引下げを実施されたい。

8 平成23年度以降の子ども手当の制度について

政府は、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」において、子育てサービス等の実施主体は市町村が担うこととし、その費用は国・地方・事業主・個人の社会全体で負担するとともに、財源は市町村に設置した特別会計に一元化することを掲げている。

また、8月末に発表された平成23年度の予算概算要求においても、子ども手当は平成22年度と同様に、地方への負担を求める内容となっている。

については、平成23年度以降の子ども手当の制度設計について、次の事項を提案する。

- 1 子ども・子育て施策にかかる現金給付は国が担い、地域の実情に応じたサービス（現物）給付は地方の裁量と創意工夫により担うことを明確にした上で、子ども手当の財源は全額国費とし、地方負担を求めないこと。
- 2 扶養控除廃止に伴う住民税の増収額については、地方の独自財源であるので、地方の裁量と創意工夫により使われるべきものであり、子ども手当の財源として一方的に取り上げないこと。
- 3 児童手当を受給していた世帯では、子ども手当の導入及び扶養控除廃止により減収となる世帯も出てくることを見込まれることに十分配慮した制度設計とすること。

なお、検討に当たっては、地方と十分な協議を行い、実際に支給事務等を担うことになる市町村の意見を反映すること。

- 4 扶養控除廃止に伴う増収が平年度化する平成25年度までの間は、保育所待機児童対策など、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を計画的に推進するために、安心こども基金事業の年限を延長するとともに、地域の判断でより使いやすく有効活用できる制度とすること。

9 ひとり親家庭の総合的な支援について

厳しい経済・雇用情勢を背景として、労働事情が変化する中、非正規雇用が増加するなど男女に関係なく経済的な厳しさは深刻化している。

児童扶養手当については、この8月から父子家庭にも対象を拡大したところであるが、現在、国の母子家庭等対策総合支援事業の対象者については、そのほとんどが母子家庭に限定されている。

ひとり親家庭において、子育てなどを行うため、低所得や不安定な就労状況等に苦しむ父子家庭は、その現状において母子家庭と何ら変わるところはない。

そのため、母子及び寡婦福祉法第31条（母子家庭自立支援給付金）に基づく「自立支援給付金事業」の対象者を父子家庭の父にも拡大する等、「ひとり親家庭」として平等な取扱いとし、総合的な支援を行っていくとともに、父子家庭への支援拡充により業務の増加が見込まれる母子自立支援員の配置等に要する財政措置を要望する。

また、母子自立支援員の支援対象や業務について、母子寡婦法において明確化し、併せて「原則非常勤職員」の規定を見直すこと。

10 地震・火山噴火対策の推進について

首都直下地震や東海地震の発生の切迫性が指摘されている中、国と地方公共団体が一体となって、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた地震防災対策を一層推進するとともに、将来の活動が懸念される富士山等の火山活動に対する防災対策を充実する必要がある。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 東海地震等の地震対策を計画的に進めるためには、地震対策緊急整備事業及び地震防災緊急事業を円滑に実施することが必要であることから、優先的に同事業の実施が図られるよう、所要の予算措置を講じること。

また、平成22年度末に期限切れを迎える地震防災対策特別措置法第4条の規定の期限を延長すること。

- 2 首都直下地震や東海地震、さらには火山活動に関する防災対策を効果的に推進するため、地震・火山噴火予知観測体制や火山情報の関係自治体への迅速かつ詳細な説明を加えた情報伝達体制の整備・充実を図るとともに、地震及び火山噴火予知の確度の向上に関する調査、研究や津波監視体制の充実・強化を推進すること。

なお、東海地震に関連する情報の発表について、住民に理解しやすい体系に改めること。

また、内陸の活断層に対する統一的な対策方針を確立すること。

- 3 我が国最大の活火山であり、首都圏などの人口密集地に近接する富士山等の火山防災対策を推進するため、火山噴火予知観測体制の整備・充実を図るとともに広範囲にわたる降灰の処理対策方針の確立及び広域的な防災訓練の実施など防災体制の充実・強化を図ること。

- 4 被災者生活再建支援制度については、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じること。

また、併せて住宅の共済制度創設や地震保険の加入促進など、自助・共助・公助を組み合わせた被災者の住宅再建制度の充実に向け、法整備等の措置を講じること。

- 5 木造住宅の耐震化に対する国の支援拡充を行うこと。

また、住宅の耐震改修促進税制における所得税額の特別控除の制度拡充を行うこと。

- 6 陸路が寸断された場合でも迅速かつ円滑な災害救援に対応するため、医療や避難者収容等の災害救援諸機能を備えた船舶を整備すること。また、その利活用として、平常時には各地へ寄港しての救急医療研修や離島等の医療過疎地への巡回といった場面にも役立てていくこと。

- 7 災害時の迅速な消火活動を可能にする飛行艇を自衛隊に導入すること。

- 8 同報無線の屋外スピーカーは、雨天時等に聞き取りにくいなどの欠点があるため、安価な同報無線戸別受信機の普及を図ること。

また、地上デジタル放送を津波警報や緊急地震速報等の緊急時の情報伝達システムとして活用するため、受信機に放送局からの起動制御機能の必須化を図ること。

- 9 緊急地震速報の精度の向上と利活用促進に向けた積極的な広報を行うこと。

- 10 消防救急の広域化対象市町村が行う通信指令施設のシステム統合、無線中継施設の整備等に対する財政措置を講じること。

- 11 消防防災通信ネットワークのデジタル化に対して、国が主導的に取り組むとともに、積極的な技術支援を行うこと。

また、消防防災通信ネットワークの周波数移行において十分な猶予期間を設定すること。

さらに、消防防災通信ネットワークのデジタル化に対して、特別な財政措置を講じること。

- 12 大規模災害発生時には、地域の共助による災害応急対策が不可

欠であることから、従業員の参画を始め、備蓄物資、敷地等の地域への開放など、地域防災活動に積極的な事業所に対する優遇措置、防災教育の学習指導要領への明確な位置付け、及び災害時要援護者の支援を担う人材に対する発災時の対応等に関する研修等の充実など地域防災力の確保・維持に対し、国が主導的な取組と積極的な支援を行うこと。

- 13 大規模な災害が発生した場合、被災者が安心して治療を受けられるように、医療保険の保険料及び一部負担金の減免を行った保険者に対して、国は減免額の全額について補填措置を行うこと。
- 14 病院の耐震化に対して、補助対象範囲及び補助単価を拡大するなど、国の継続的な支援を強化すること。
- 15 高速道路の耐震対策を強化すること。

11 地域公共交通の活性化及び再生への支援について

地方に暮らす生活者にとって、身近な公共交通機関であるバスや鉄道等は、生涯にわたり安心して生活するための重要な社会基盤である。

しかし、公共交通機関を取り巻く環境は、利用者の減少などにより厳しさを増しており、路線の廃止・縮小により、公共交通機関が存在しなくなる地域も発生するなど、地域公共交通は崩壊の危機に瀕している。

こうした中、地方では、「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用し、市町村が中心となり、事業者、地域住民が連携して地域の実績に即した公共交通の再構築に取り組んでいるところである。

ところが、本年度における同事業の国の予算額は、40億円と昨年度の6割を割り込んだ結果、補助金の減額分を自己財源で補てんしたり、計画していた事業の実施を見送るなど、市町村は大変な努力をしているが、市町村の財政に大きな負担が生じるばかりでなく、計画期間内に事業が終了しないおそれもある。

国においては、移動の権利を保障する「交通基本法」の制定に向けて取り組んでいるが、学生や高齢者など他に移動の手段を持たない人々にとっては、まさに地域公共交通の維持・存続が不可欠である。

については、暮らしを支える地域公共交通の確保に向け、次の事項について格段の措置を講じられたい。

- 1 「交通基本法」の制定に際しては、地域公共交通を安定的に維持・存続するための新たな仕組みを構築するとともに、地方に対して恒久的な財政措置を講じること。
- 2 「地域公共交通活性化・再生総合事業」を見直す場合にあつては、拡充の方向で見直すとともに、継続中の地域において計画通りの事業が行えるよう措置すること。

- 3 安全性の観点に加え、地域公共交通システム維持の観点からも、高速バス及びツアーバス事業の適正なあり方について、広く関係者の意見を聞き、検討すること。

12 ハッ場ダム建設促進について

ハッ場ダムは、利根川沿川地域の生命・財産を洪水から守るとともに、首都圏の水資源の安定確保に資する重要な施設である。国は、関係都県や地元の意見も聞かずに、事業中止の方針を掲げ、実質上、ダム建設を凍結した。

また、国はこれまで、事業者としての責任を持って、関係都県とともにハッ場ダムの建設を推進してきたにもかかわらず、突然、明確な理由や代替案もないままに、建設中止を掲げたことについては、極めて遺憾である。

さらに、これまで特定多目的ダム法に基づき、ダム事業者である国が、都県議会の議決を経た都県知事の意見を聞くなど、適切な手続きを踏まえて実施していたものを、関係する都県知事や市町村長に一切協議することなく、一方的にダム本体工事を中止したことは、これまでの国と地方の信頼関係を覆すことにもなりかねない。

ハッ場ダムは、建設構想が持ち上がってから58年経過し、水没関係住民の多大な犠牲の上に進められている事業である。国は、昨年末に設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」における中間とりまとめを踏まえ、ハッ場ダムの検証を行うこととしているが、早期に適切な判断をし、ダム湖を前提とした一日も早い生活再建を切望する地元住民の思いにも応えるべきである。

以上を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じ、ハッ場ダムの建設促進を図るよう強く要望する。

- 1 国と関係都県が共同で進めてきたこれまでの経緯を踏まえ、検証結果を出す時期など明確なスケジュールを示し、速やかに検証を進め、計画通り平成27年度の完成に取り組むこと。
- 2 長年にわたり苦勞してきた水没関係住民の意見を真摯に受け止め、国の責任において、生活再建事業をこれまでの計画に従って着実に実施すること。